

第2章 地球環境に関する近年の状況

1 関連計画等

(1) 国の環境基本計画

国は、平成 24（2012）年 4 月に「第四次環境基本計画」を策定しました。この計画は、「目指すべき持続可能な社会の姿」に向けて、今後の環境政策の基本的な方針を示す「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」と、方針に基づく具体的な展開である「9つの優先的に取り組む重点分野」等によって構成されています。

なお、平成 30（2018）年 2 月には「第五次環境基本計画（案）」が公表され、環境・経済・社会それぞれが抱える課題の同時解決に取り組む方針を維持しつつ、より具体的な行動につなげていく内容となっています。また、同じく平成 30（2018）年 2 月には「気候変動適応法案」が閣議決定され、気候変動による被害への対応が強化される見通しです。



図 2-1 第四次環境基本計画の「目指すべき持続可能な社会の姿」

表 2-1 持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向

1	政策領域の統合による持続可能な社会の構築（環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上、環境政策分野間の連携）
2	国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化（国益と地球益の双方の視点）
3	持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
4	地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

出典：「第四次環境基本計画」（環境省、平成 24 年度）をもとに作成

表 2-2 9つの優先的に取り組む重点分野

1	経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
2	国際情勢に的確に対応した戦略的取り組みの推進
3	持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
4	地球温暖化に関する取り組み
5	生物多様性の保全および持続可能な利用に関する取り組み
6	物質循環の確保と循環型社会の構築
7	水環境保全に関する取り組み
8	大気環境保全に関する取り組み
9	包括的な化学物質対策の確立と推進のための取り組み

出典：「第四次環境基本計画」（環境省、平成24年度）をもとに作成

(2) 東京都の環境基本計画

東京都は、平成26（2014）年12月に「東京都長期ビジョン～『世界一の都市・東京』の実現を目指して～」を策定し、東京都の将来像や、環境分野を含む幅広い政策の展開を示しています。

平成28（2016）年3月に新たに策定した「東京都環境基本計画2016」では、この長期ビジョンの考え方や政策展開を踏まえながら、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目指し、「最高水準の都市環境の実現」・「サステナビリティ」・「連携とリーダーシップ」の視点を踏まえ、5つの政策を展開しています。

政策展開の視点		目標年次
◆最高水準の都市環境の実現 ◆サステナビリティ ◆連携とリーダーシップ		2020年／2030年
「世界一の環境先進都市・東京」の実現	政策1 スマートエネルギー都市の実現	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年までに温室効果ガス排出量を30%削減（2000年比） ●2030年までに再生可能エネルギーによる電力利用割合30%程度 ●2030年までに燃料電池自動車20万台、水素ステーション150か所 <ul style="list-style-type: none"> ≫中小規模事業所等への取組支援 ≫住宅の省エネ性能向上 ≫地産地消型再生可能エネルギー導入の拡大 ≫水素エネルギーの普及・拡大
	政策2 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度の一般廃棄物リサイクル率37% ●2030年度に最終処分量を25%削減（2012年度比） <ul style="list-style-type: none"> ≫食品ロス削減の促進 ≫事業系廃棄物のリサイクルの促進 ≫先進企業等と共同したモデル事業の実施 ≫新たなスタイルによる公共空間の美化
	政策3 自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度に保全地域等での自然体験活動参加者数延べ5万人 ●自然公園の潜在的な魅力の掘り起し <ul style="list-style-type: none"> ≫花と緑による都市環境の向上 ≫生物多様性に配慮した緑化の推進 ≫多様な主体の参画による自然環境の保全 ≫新たな時代にふさわしい自然公園のあり方検討
	政策4 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●2030年度までに全ての測定局における光化学オキシダント濃度を0.07ppm以下 ●真夏に人々の感じる暑さが軽減されるエリアの増加 <ul style="list-style-type: none"> ≫低NOx・低CO₂小規模燃焼機器の普及拡大 ≫暮らしに身近な低VOC商品の選択促進 ≫クールスポットなど暑熱環境の改善
	政策5 環境施策の横断的・総合的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体との連携、世界の諸都市との技術協力等の推進 ●環境学習、環境広報の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ≫世界の諸都市との政策連携・技術協力 ≫都民、NGO/NPO、企業等との連携 ≫次世代の人材育成等の充実・強化 ≫東京都環境科学研究所の機能強化

図 2-2 東京都環境基本計画2016の将来像

出典：東京都環境基本計画より作成

(3) 国連の持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、平成27（2015）年の国連総会で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた、平成28（2016）年から2030年までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。SDGsでは、発展途上国への開発協力だけでなく、先進国も自らの国内における課題への取り組みを強化し、国際社会全体として、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、取り組んでいくことが必要とされています。



図 2-3 持続可能な開発目標(SDGs)17ゴール

出典：「平成29年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省）

日本の現状を踏まえ、国は、SDGsの実施指針を平成28（2016）年12月に決定し、2030アジェンダに掲げられている5つのP〔People（人間）・Planet（地球）・Prosperity（繁栄）・Peace（平和）・Partnership（パートナーシップ）〕に対応する日本の8つの優先課題を掲げました。

環境面においては、省エネルギー・再生可能エネルギー・気候変動対策・循環型社会・生物多様性・森林・海洋等の環境の保全が優先課題となっており、区においても優先して取り組むべき課題といえます。

表 2-3 日本の8つの優先課題

People	1 あらゆる人々の活躍の推進 2 健康・長寿の達成
Prosperity	3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
Planet	5 省エネルギー・再生可能エネルギー・気候変動対策・循環型社会 6 生物多様性・森林・海洋等の環境の保全
Peace	7 平和と安全・安心社会の実現
Partnership	8 SDGs 実施推進の体制と手段

(4) 基礎自治体としての区の役割

環境保全に関する取り組みは、幅広い分野において、様々な主体がそれぞれの立場に応じて取り組みを展開しています。

その中で、基礎自治体が果たすべき役割^{注)}、期待される役割^{注)}については、以下のように整理することができます。

- 区民や事業者にもっとも近い基礎自治体として、一人ひとりへのきめ細やかなアプローチを通じて、環境保全の取り組み意識を高め、区全体としての取り組み機運を醸成する。
- 区民や事業者のニーズに合わせて、情報提供や取り組み支援、教育講座やイベント等の開催により、正しい知識や効果的な取り組み方法の周知に努め、自発的な実践を促す。
- 区民・事業者の取り組みをけん引する立場として、率先した環境保全に取り組み、その効果等を発信・共有する。
- 各種の申請や規制の窓口として、事業者等に関係法令を遵守させ、公害等を未然に防ぐとともに、より快適で魅力的なまちづくりを促す。
- 生活の中で生じる環境に関する問題の解決に向けた支援や指導を行う。
- 国や都が示している環境保全に関連する事業方針の中で、地域と一体的に取り組みむ必要がある事業の実現において、地域の巻き込みや取りまとめを担い、国・都と連携して事業の実現に取り組む。

注) 上記の役割は、国の環境基本計画や地球温暖化対策推進計画、東京都の環境基本計画で示された地方公共団体の役割を集約したものです。

これを踏まえ、区・国・都の具体的な役割分担のイメージを下図に示します。

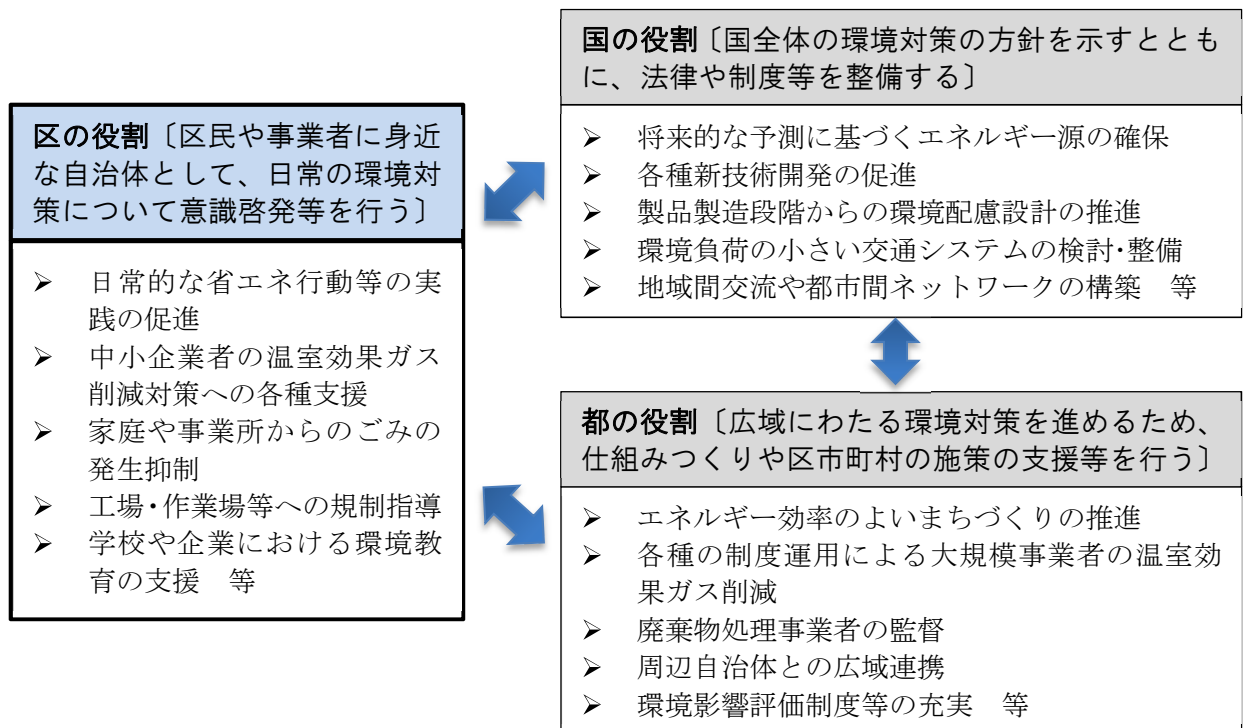


図 2-4 区・国・都の主な役割分担(イメージ)

2 品川区の現状と課題

(1) 地球温暖化

1) 気象

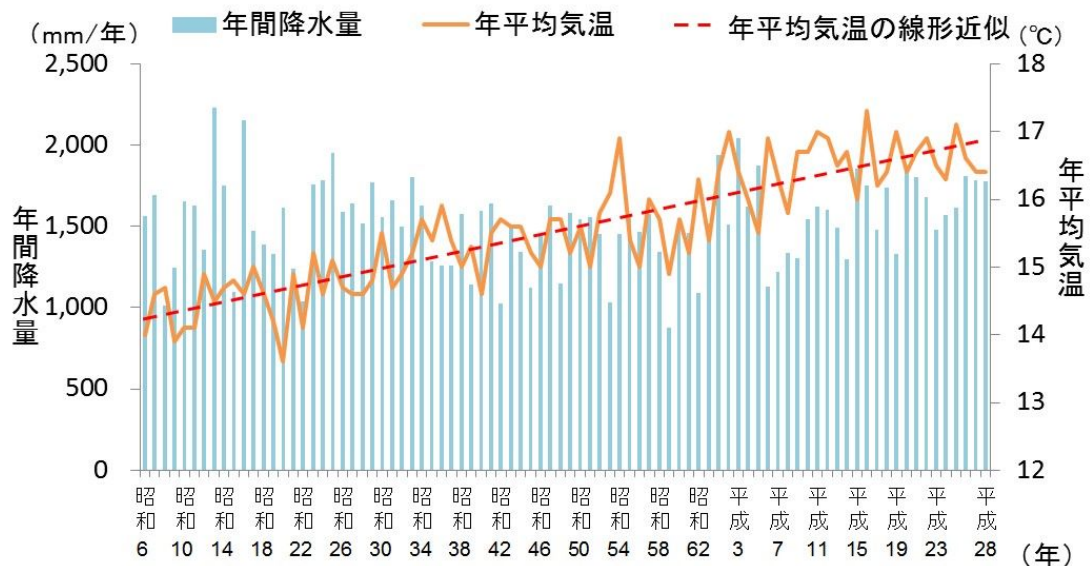
現状

- 東京管区気象台のデータ^{注)}によると、昭和初期に約14℃であった年平均気温は上昇傾向にあり、最近では16℃を超えるようになっています。
- 年間降水量は年によって変動がありますが、明確な増減傾向はみられません。一方で、短時間で強い雨が降る等の極端な気象現象は年々増加の傾向があります。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p68～p69)

- 気候の変動により、熱中症の発症や台風の大型化等による浸水の発生等への対策の重要性が増しています。暑さ対策の強化や健全な水循環の確保等の取り組みを引き続き推進していく必要があります。



注) 観測地点：東京（東京都） 緯度：北緯35度41.4分／経度：東経139度45.0分

図 2-5 年平均気温と年間降水量の推移(東京管区気象台)(昭和6年～平成28年)

出典：気象庁 HP「気象統計情報」より作成

コラム

地球温暖化と温室効果ガス

地球温暖化は、温室効果ガスと呼ばれるCO₂や窒素等のガスが、太陽から地球に届く熱を吸収することによって起こります。

温室効果ガスは地球の気温を保つために必要なものですが、産業革命以降の大量の温室効果ガスの排出により、気温が上昇を続けており、問題になっています。

⇒詳しくは p25 へ

2) 温室効果ガス排出量

現状

- 平成 26 (2014) 年度の区の温室効果ガス排出量は約 2,232 千 t-CO₂ (トン・CO₂/CO₂ 換算した排出量) で、20 年前の平成 7 (1995) 年度と比較すると約 18% 増加しています。近年の傾向では、平成 24 (2012) 年度をピークに直近 2 年間は減少傾向にあります。(排出量の算出方法は下の参考 1 を参照)
- 温室効果ガス排出量の約 9 割を占める CO₂ の部門別割合では、平成 26 (2014) 年度で事業所・官公庁等の業務部門が最も大きく約 48%、次いで家庭部門が約 27% を占めています。(部門は下の参考 2 を参照)

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p62～p70)

- 地球温暖化の進行を防ぐためには、温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要です。
- 温室効果ガス排出量を削減するためには、エネルギーの消費量を減らすことと、再生可能エネルギー等 CO₂ 排出量のより少ないエネルギーに転換することが重要です。

【参考 1】 温室効果ガス排出量の算出方法

温室効果ガス排出量は以下の式で算出します。

$$\text{排出量} = \text{エネルギー消費量} \times \text{エネルギー種別の排出係数}$$

エネルギー消費量 : 電気、ガス、燃料等の消費量

エネルギー種別の排出係数: 電気やガス等のエネルギーを使用した際に排出される温室効果ガス量

(例) 家庭部門の電力使用による温室効果ガス排出量(t-CO₂)

$$= \text{家庭部門の電力消費量 (kWh)} \times \text{電力の温室効果ガス排出係数 (t-CO}_2\text{/kWh)}$$

【参考 2】 CO₂ の部門別排出量とは

CO₂ は以下の 5 部門に分けられています。

家庭部門	家庭内で消費したエネルギーを CO ₂ に換算したもの
業務部門	事業所・官公庁等・第三次産業に属する企業・個人が事業所内で消費したエネルギーを CO ₂ に換算したもの
産業部門	第一次・第二次産業に属する工場・事業所内で消費したエネルギーを CO ₂ に換算したもの
運輸部門	人・ものの輸送・運搬で消費したエネルギーを CO ₂ に換算したもの
廃棄物部門	ごみ等の廃棄物の燃焼により発生した CO ₂

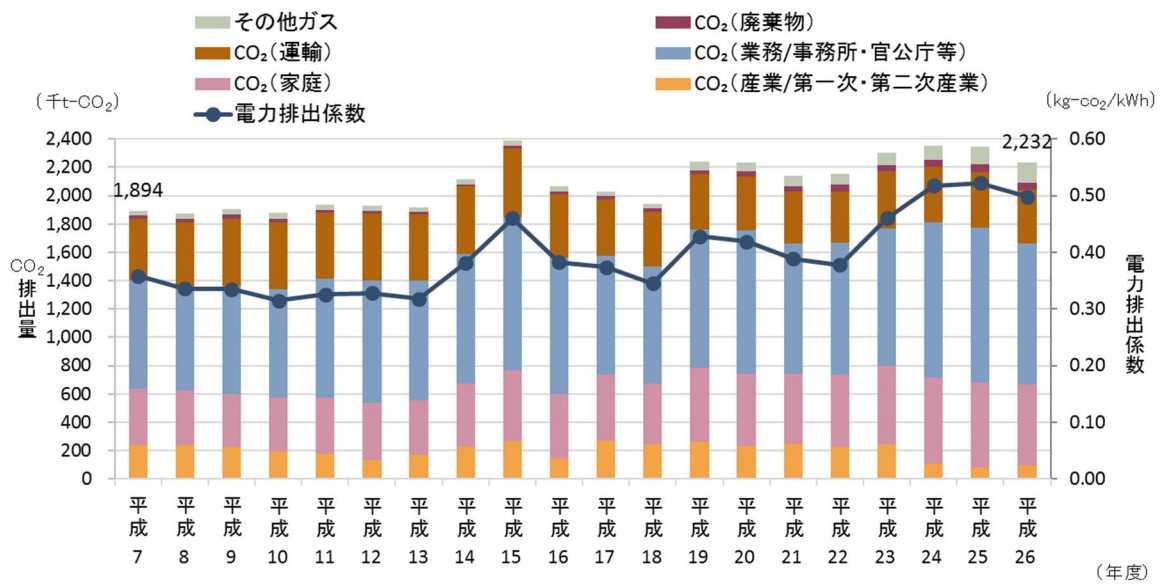


図 2-6 区における温室効果ガス排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

3) エネルギー消費量

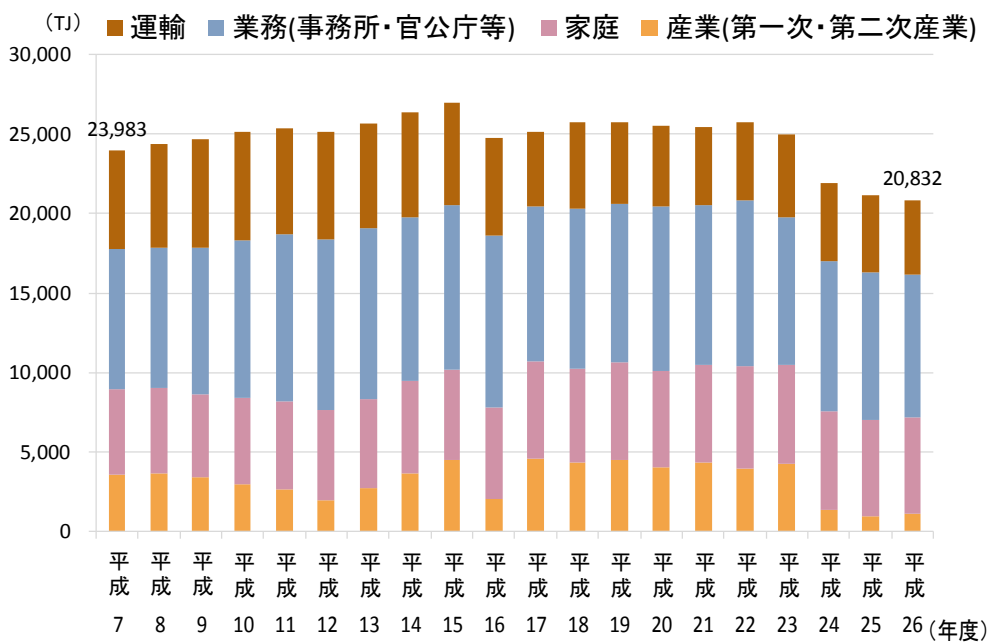
現状

- 区のエネルギー消費量^{注)}は約 20,832TJ(テラジュール/熱量換算した単位)で、平成7(1995)年度と比較すると約13%減少しています。近年の傾向では、平成23(2011)年度の東日本大震災を機に減少傾向が続いています。
- 部門別では、平成26(2014)年度で事業所・官公庁等の業務部門が最も大きく約43%、次いで家庭部門が約29%を占めています。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p62～p70)

- 家庭・業務部門のエネルギー消費量が特に多いため、削減する必要があります。
- エネルギー消費量の削減は、地球温暖化対策だけでなく、国のエネルギーの自給率の向上や、光熱水費の削減による家計や経営の安定等の面でも重要です。
- 区内で暮らし働く全ての人が省エネ型の行動(節電、公共交通機関の利用等)を実践するとともに、再生可能エネルギーを増やすことが必要となります。



注) エネルギー消費量には、電気、ガス、灯油、車両燃料等が含まれます。

図 2-7 区におけるエネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」資料より作成

一口メモ

▼区におけるエネルギー消費量の原油換算

区内で消費されているエネルギー量を「原油」に換算すると、平成26(2014)年度の実績で、537,466klとなります。

これは、2リットルのペットボトル約2億6,873万本に相当し、このペットボトルを並べると、地球約2周分の長さに相当します。



× 約2億6,873万本
(地球約2周分に相当)



《家庭》

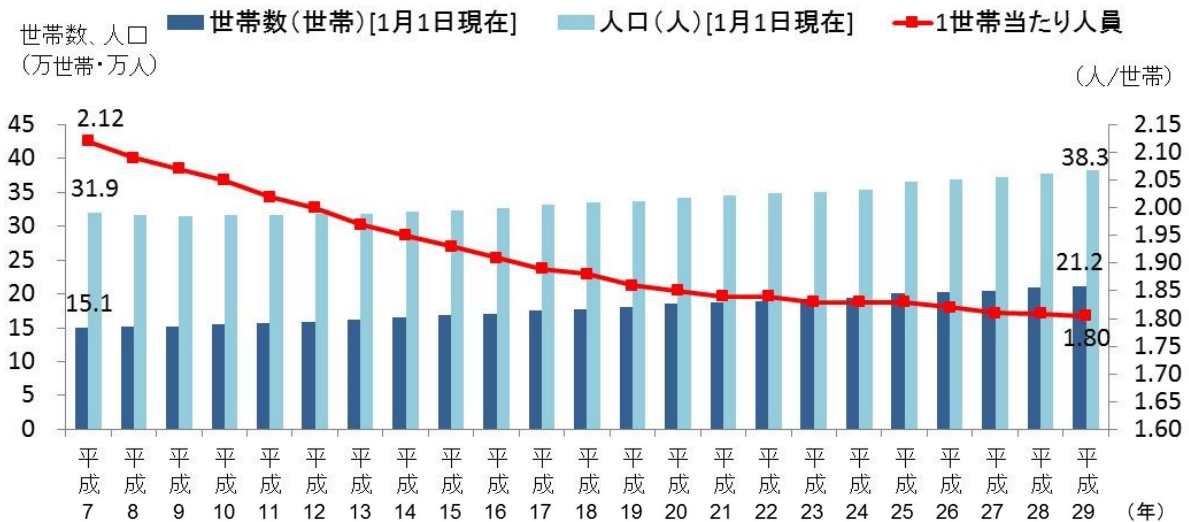
現状

- 家庭部門のエネルギー消費量の増減の要因である、区の人口・世帯数^{注1)}は増加傾向にあり、平成29(2017)年は平成7(1995)年比でそれぞれ約20%、約41%の増加となっています。1世帯当たり人員^{注2)}は減少傾向にあり、平成29(2017)年は、1.8人/世帯と、2人/世帯を下回っています。
- 品川区人口ビジョンによると総人口は今後も緩やかに増加していくことが予想され、平成39(2027)年から平成45(2033)年頃にピークに達すると予測されます。長期的には人口は減少傾向に転じると予測されます。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p62～p70)

- 人口・世帯数の増加により生産・消費活動も増加することから、引き続き、区民一人ひとりにエネルギー消費量の排出抑制等、環境に配慮した生活を促すことが重要です。
- 長期的には外国人の増加や世帯の高齢化等、居住者の多様化も進むことが想定されることから、全ての区民が取り組むことができるよう、具体的な取り組みや行動の手法等に関する情報提供や啓発を図っていくことが重要です。



注1) 人口、世帯数の統計は各年1月1日現在の数字。
 注2) 「1世帯当たり人員」は「人口」を「世帯数」で除した値。

図 2-8 区の人口・世帯数の推移(平成7～29年)

出典：区HP「品川区の統計」より 作成

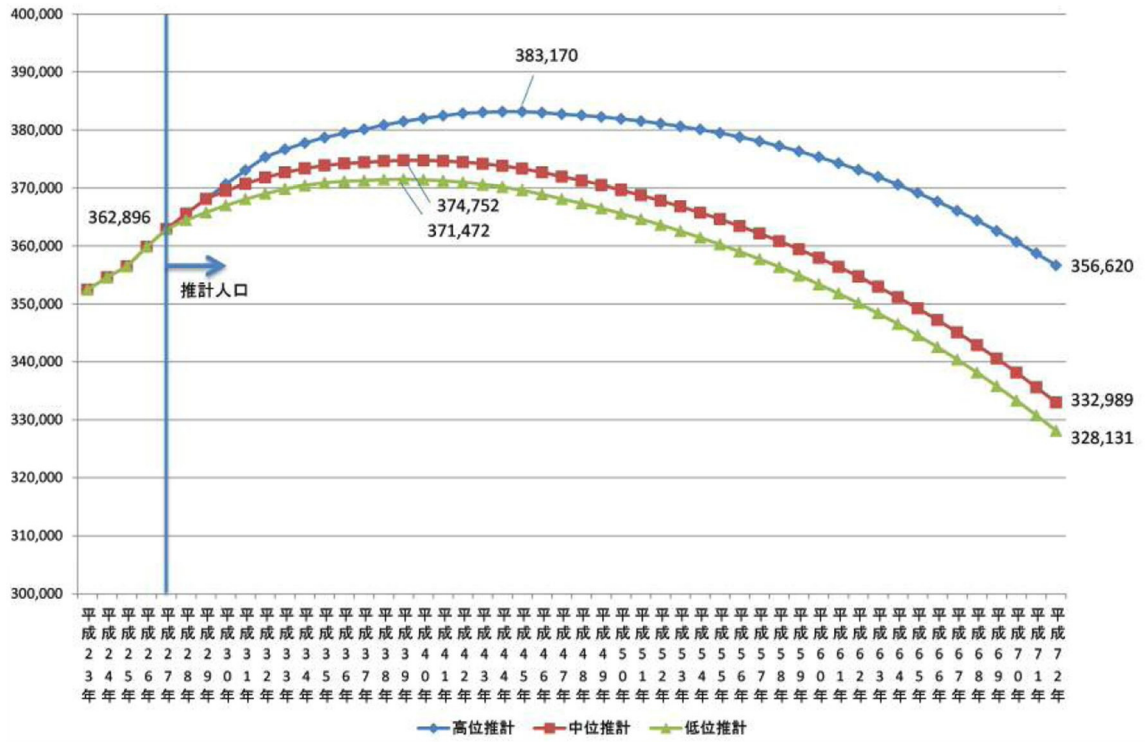


図 2-9 区の人口総数の将来推計値(日本人)

出典：「品川区人口ビジョン」(平成28年3月)

《業務・産業》

現状

- 区の主な産業は、卸売・小売業・情報通信業・サービス業等、業務部門（事務所・官公庁等）に当たる業種が大きな割合を占めています。
- 区内の事業所数は減少傾向にある一方で、従業員数^{注）}は増加傾向にあります。
- 産業部門のエネルギー消費量と関係の深い製造品出荷額は、産業構造の変化に伴い、平成26（2014）年時点では、平成7（1995）年比の約17%と著しく減少しています。

課題と今後の方針

（対応する施策ページ：p62～p70）

- 製造業等の産業部門は縮小傾向にあります。一方、区内で働く人口は増加傾向にあり、事業活動による温室効果ガス排出等の環境への影響を引き続き注視していく必要があります。
- 事業者による適切な環境管理や環境配慮の促進等により、環境負荷を低減する取り組みを行いつつ、区内産業の活性化を図っていきます。

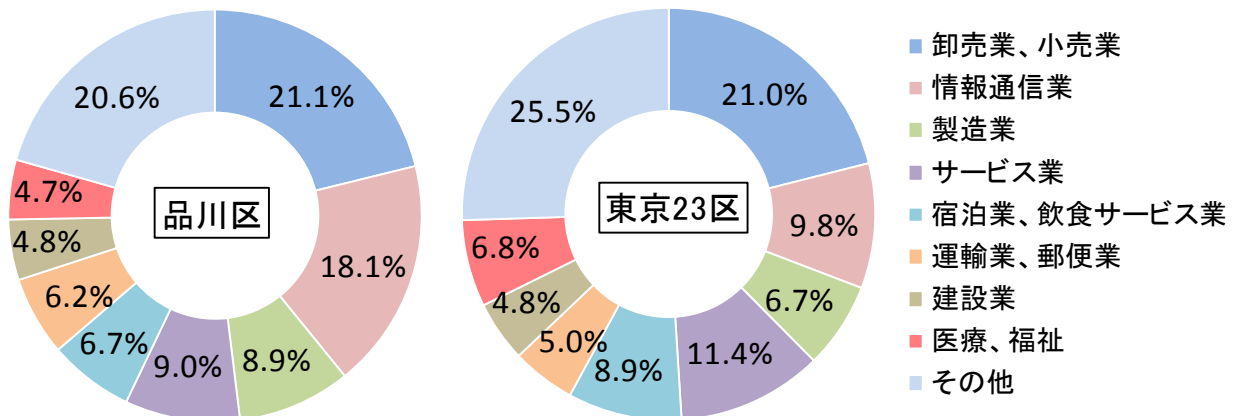
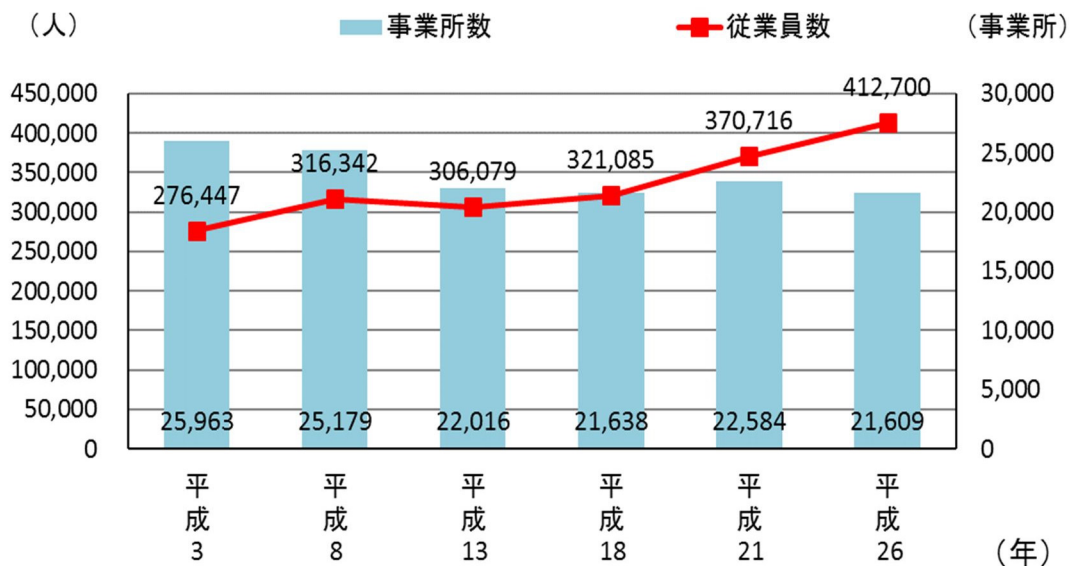


図 2-10 産業分類別就業者割合(平成26年)

出典：「経済センサス - 基礎調査」(平成26年)より作成



注) 平成18年までは「事業所・企業統計調査」、平成21年からは「経済センサス」として実施されており、調査方法が異なるため、データの比較には留意が必要。

図 2-11 産業に係る事業所数および従業員数の推移(平成3~26年)

出典:「事業所・企業統計調査」「経済センサス-基礎調査」より作成

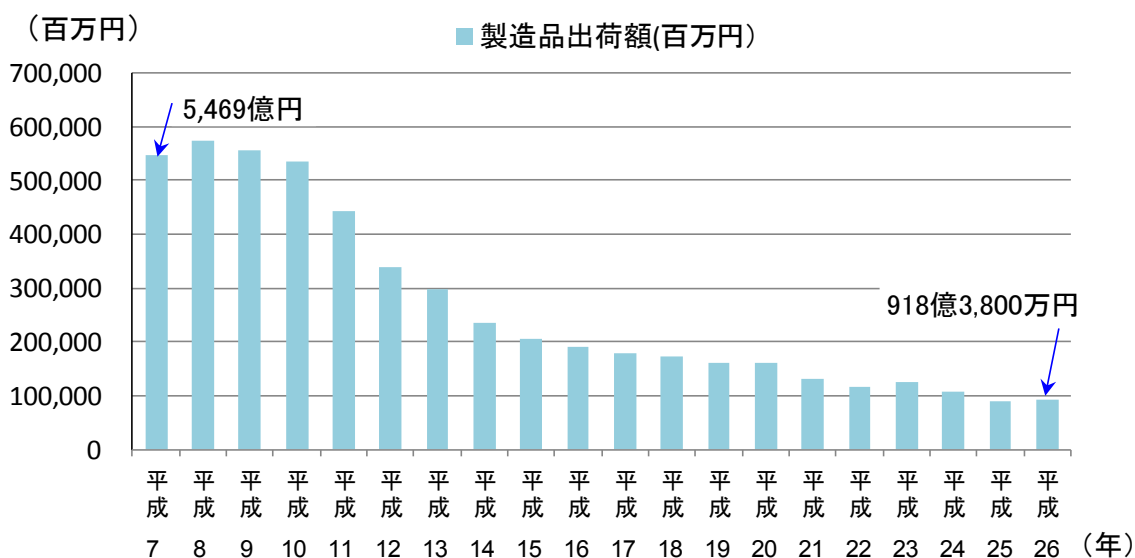


図 2-12 製造品出荷額(平成7~26年)

出典: 経済産業省「工業統計調査」より作成

《運輸》

現状

- 区内の自動車保有台数は減少しており、そのうち大部分を占める乗用車数も減少傾向にあります。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p62～p70,p92)

- 自動車交通の利用による騒音・振動・大気汚染等の減少の観点から、今後も自動車交通への過度な依存を軽減していくと同時に、環境に配慮した車両の選択や運転を推進することが必要です。

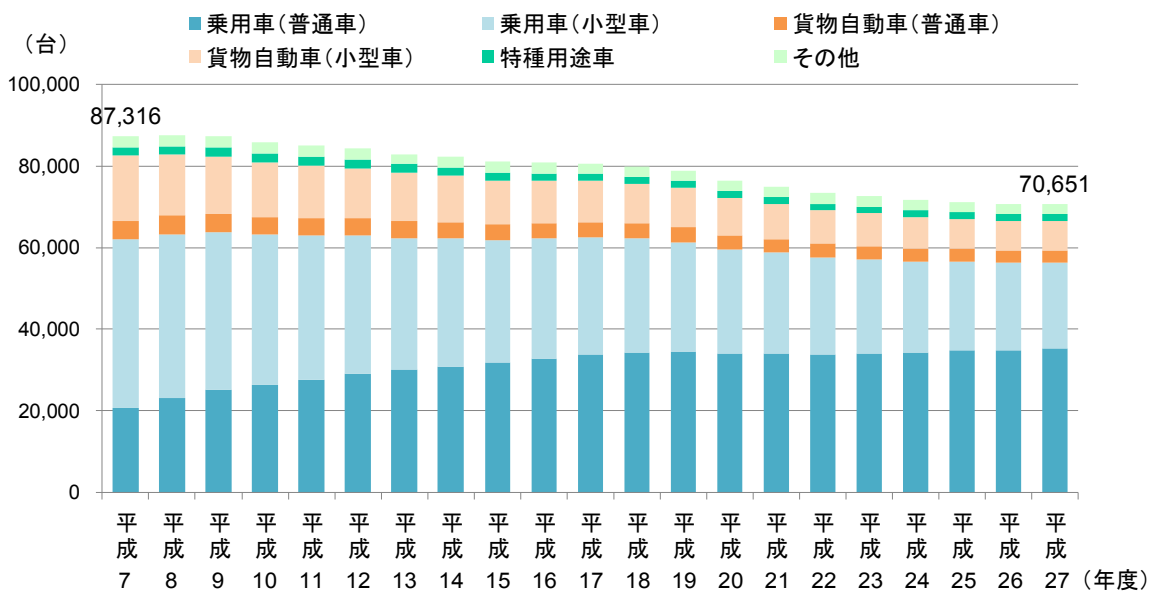


図 2-13 自動車保有台数の推移(平成7～27年度)

出典：「東京都統計年鑑」より作成

コラム

エコドライブ10のすすめ

環境省では環境にやさしい運転「エコドライブ」を推進しています。
今日からでもはじめられる、エコドライブ10のすすめを紹介します。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① ふんわりアクセル「eスタート」 | ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう |
| ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 | ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備 |
| ③ 減速時は早めにアクセルを離そう | ⑧ 不要な荷物はおろそう |
| ④ エアコンの使用は適切に | ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう |
| ⑤ ムダなアイドリングはやめよう | ⑩ 自分の燃費を把握しよう |

また、区では中小事業者に対して「低公害車買換え支援事業」・「品川区融資あつ旋制度 環境対策資金」として低公害車の導入を支援しています。

4) 再生可能エネルギー

現状

- 区内に導入されている再生可能エネルギーは、導入件数の約95%、導入容量の約33%が10kW未満の小規模な太陽光発電で占められています。
- バイオマス発電^{※1}には、品川清掃工場でごみを燃やす発電が該当しています。

課題と今後の方針

(対応する施策ページ：p65～p67)

- 区内では、再生可能エネルギーの導入場所は限られており、利用可能なエネルギーにも偏りがあるため、今後の量的な拡大には限界があります。これまで同様、小型の太陽光発電を中心とした量的な拡大に取り組みつつ、都市部の再生可能エネルギーの導入可能性についても検討が必要です。

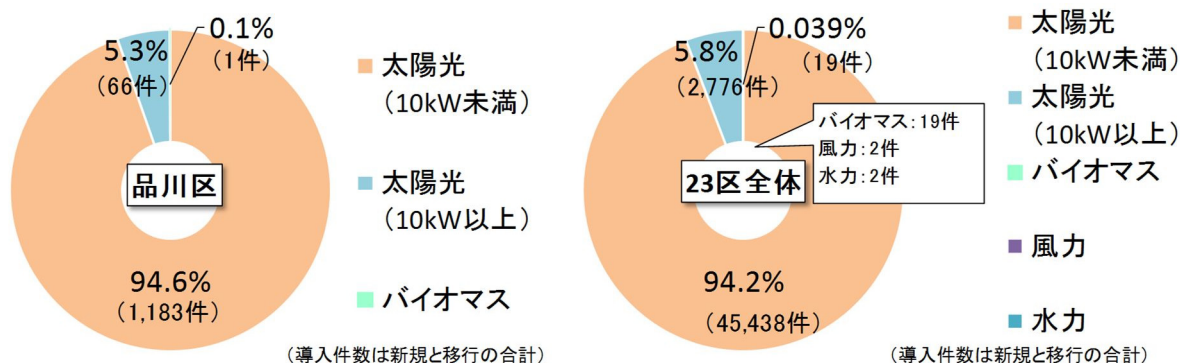
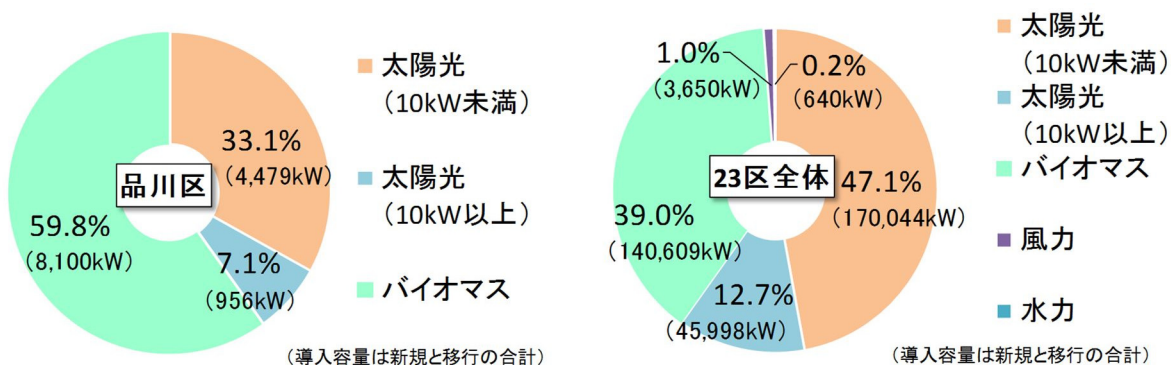


図 2-14 再生可能エネルギー導入件数(平成 29 年 3 月末時点)

出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成



注) バイオマス発電の容量は「バイオマス比率考慮あり」の数値を採用。

図 2-15 再生可能エネルギーの種別導入容量^{注)}(平成 29 年 3 月末時点)

出典：資源エネルギー庁「固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト」より作成

※1 動植物等から生まれた生物由来の資源を「直接燃焼」や「ガス化して燃焼」する発電のこと。



区内に導入されている再生可能エネルギー施設

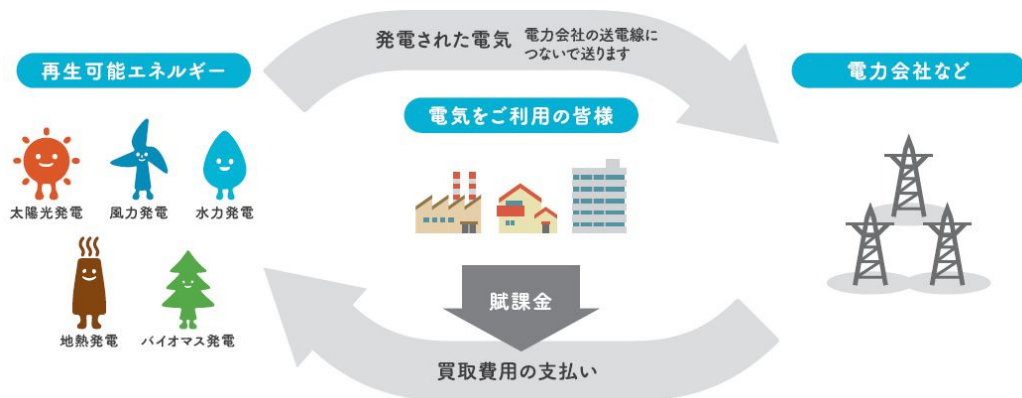
コラム

固定価格買取制度

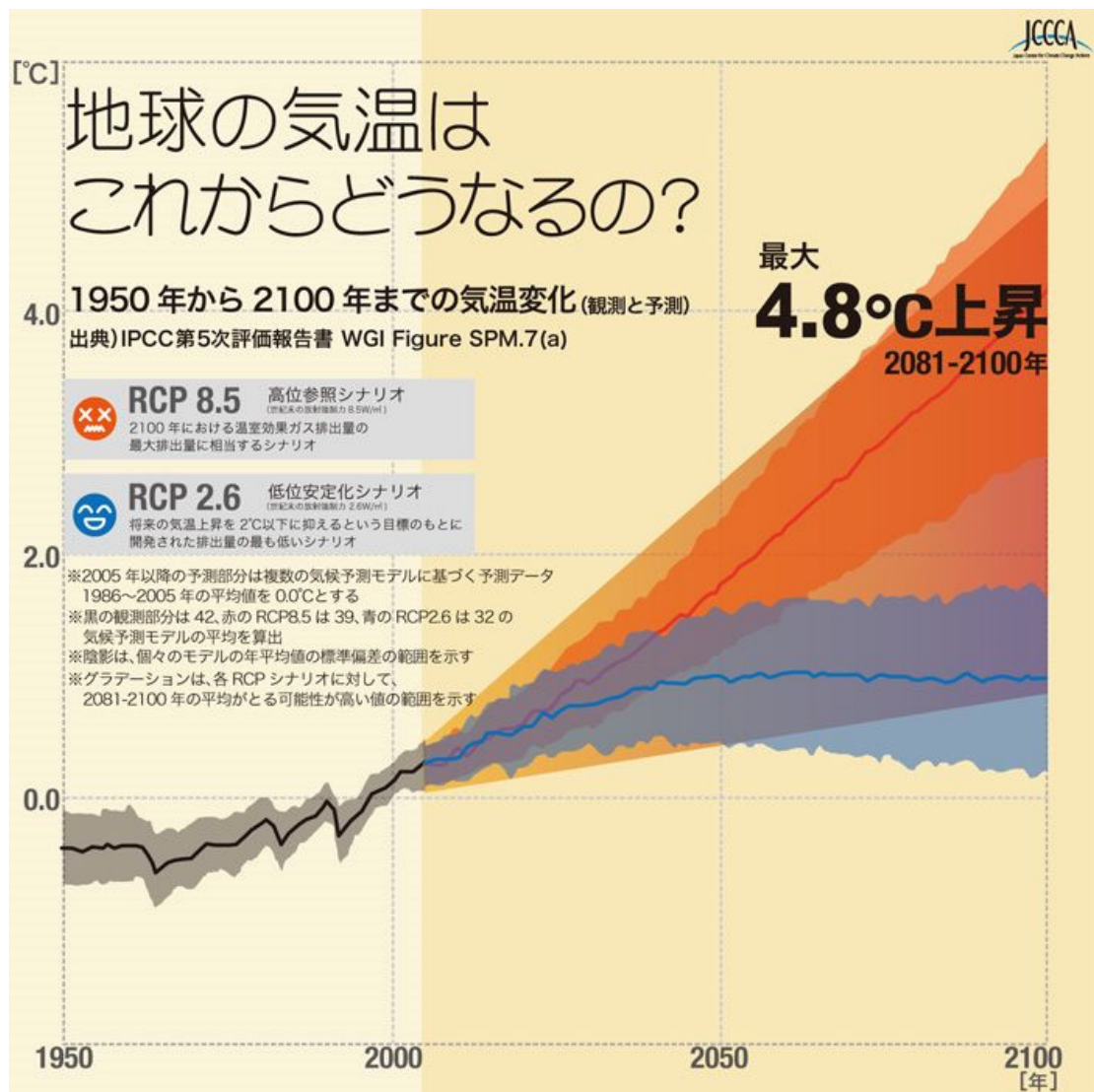
「固定価格買取制度」とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。

電力会社が買い取る費用の一部を、「再エネ賦課金」として電気利用者から集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。

対象となるエネルギーは「太陽光」・「風力」・「水力」・「地熱」・「バイオマス」の5つです。



【参考】地球温暖化に関わる動向



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

■世界の動向

2100年の世界の平均気温は、現在と比較して0.3~4.8°C上昇すると予測されており、地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇・雪氷の融解・海面水位の上昇等が観測されており、熱帯・亜熱帯にある島国への高潮による浸水被害や、農業・牧畜への影響による食糧難、生態系への深刻な影響等が予想されています。

このような背景から、平成27(2015)年にフランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協定は、55か国かつ世界の温室効果ガス排出量の55%以上の批准という二つ

の要件を満たし、平成 28 (2016) 年 11 月 4 日に発効し、日本も同年 11 月 8 日に批准しました。平成 29 (2017) 年 11 月に、ドイツのボンにおいて開催された国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議 (COP23) では、平成 32 (2020) 年からのパリ協定の実施指針を前に、平成 30 (2018) 年から開始されるタラノア対話 (各国に世界全体の排出削減の状況を把握し意欲を向上させるための促進的対話) を実施すること等が提示されました。一部途上国で、先進国との排出削減に対する責任の差異を強く主張する動きがありましたが、平成 30 (2018) 年に開催予定の国連気候変動枠組条約第 24 回締約国会議 (COP24) でのパリ協定の指針採択に向けて議論が引き続き行われています。

〈パリ協定の主な内容〉

- ◇世界の平均気温上昇を、産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することについても言及
- ◇主要排出国を含む全ての国が温室効果ガスの削減目標を 5 年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受ける
- ◇森林等の CO₂ 吸収源の保全・強化の重要性について言及
- ◇途上国における森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組みを構築する
- ◇先進国が引き続き資金を提供し、途上国も自主的に資金を提供する
- ◇5 年ごとに世界全体の状況を把握する仕組みを構築する

■国・都の動向

日本では、地球温暖化の傾向を把握するため、気象庁が長期間に渡って均質なデータを確保でき、都市化の影響が比較的少ないとみられる 15 観測地点において、気温の変化傾向を調べています。それによると、日本の年平均気温は、100 年あたり 1.16℃の割合で上昇しており、地球全体の傾向を上回っています。東京はこの 15 観測地点には含まれていませんが、ヒートアイランド現象の影響も加わり 100 年あたり 2.4℃の割合で上昇しています (気候変化レポート 2015—関東甲信・北陸・東海地方—)。平成 27 (2015) 年 3 月の環境省の中央環境審議会では、今後社会に与える影響が特に大きく、緊急性・確信度も高いと評価された事項として「水稻」・「果樹」・「病虫害・雑草」・「洪水」・「高潮・高波」・「熱中症」等の 9 項目が挙げられました。

このような評価を背景に、国は平成 27 (2015) 年 11 月、「気候変動の影響への適応計画」をまとめました。この計画では、適応策を推進することで、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指しています。この計画には、農林水産業、水環境・水資源、自然災害、生態系、健康等の分野での施策が盛り込まれています。

また、国は、平成 27 (2015) 年 7 月、国連気候変動枠組条約事務局に「日本の約

東草案」を提出しており、パリ協定に基づく日本の削減目標として、温室効果ガスを平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26%削減するという目標を定めています。

この流れを受け、国は平成 28（2016）年 5 月に、日本で唯一の地球温暖化に関する総合的な計画となる「地球温暖化対策計画」を策定しました。この計画は、温室効果ガスの排出抑制および吸収量の目標や、国・地方公共団体・事業者および国民が取り組むべき基本的事項や施策を示すものとなっています。

また、東京都では平成 28（2016）年に策定された「東京都環境基本計画」において、平成 42（2030）年までに温室効果ガス排出量を平成 12（2000）年比で 30%削減・平成 25（2013）年比で 38%削減する目標を定めています。

〈気候変動による影響への適応とは〉

気候変動の影響に対し自然・人間社会を調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用することです。

具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築・改善、水資源の効率的な利用や、農作物の高温障害への対応としての高温に強い品種への転換、熱中症等への対応としての高齢者見守りや救急搬送体制強化等が挙げられます。

(2) 資源循環

1) ごみ収集・資源回収

現状

- 3R^{※1}（リデュース・リユース・リサイクル）の推進等により、ごみ減量の取り組みが進められており、ごみ収集量は総量・区民一人当たりのごみ収集量^{注1)}ともに減少傾向にあります。
- 資源収集量は総量・区民一人当たりの資源収集量^{注2)}も減少傾向で推移しています。

課題と今後の方針

（対応する施策ページ：p73～p79）

- 今後、人口^{注3)}・一人世帯の増加等が、ごみ量増加の原因となることが予想されます。
- 人口増加や世帯構成の変化等に対応しつつ、更なるごみの減量に取り組んでいくため、家庭・事業所に対するごみ減量・分別の情報提供・啓発を続けていくことが必要です。
- 食品ロスの削減や使用済携帯電話・パソコン等に使用されているレアメタル（希少金属）の回収等、現代社会が抱えるごみの課題へ積極的な対策を講じていくことが必要です。

注1) 「一人当たりのごみ収集量」は「ごみ収集量」を「人口」で除した値。

注2) 「一人当たりの資源収集量」は「資源収集量」を「人口」で除した値。

注3) 「人口」は区「住民基本台帳」（各年1月1日時点）より参照。

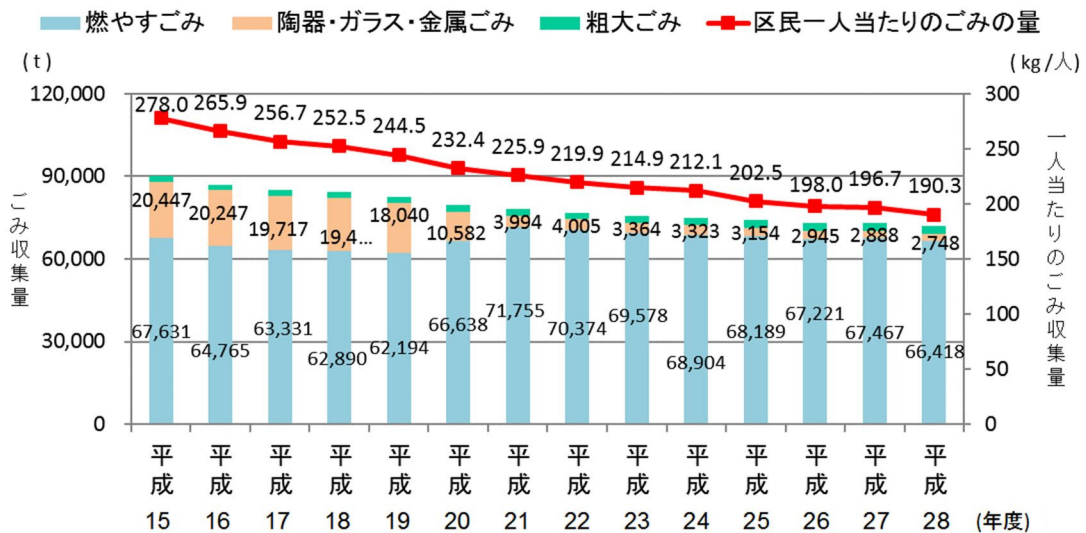


図 2-16 ごみ収集量・一人当たりのごみ収集量の推移(平成15～28年度)

出典：区HP「品川区資源・ごみ量推移」より作成

※1 発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の英語の頭文字をとったもの。

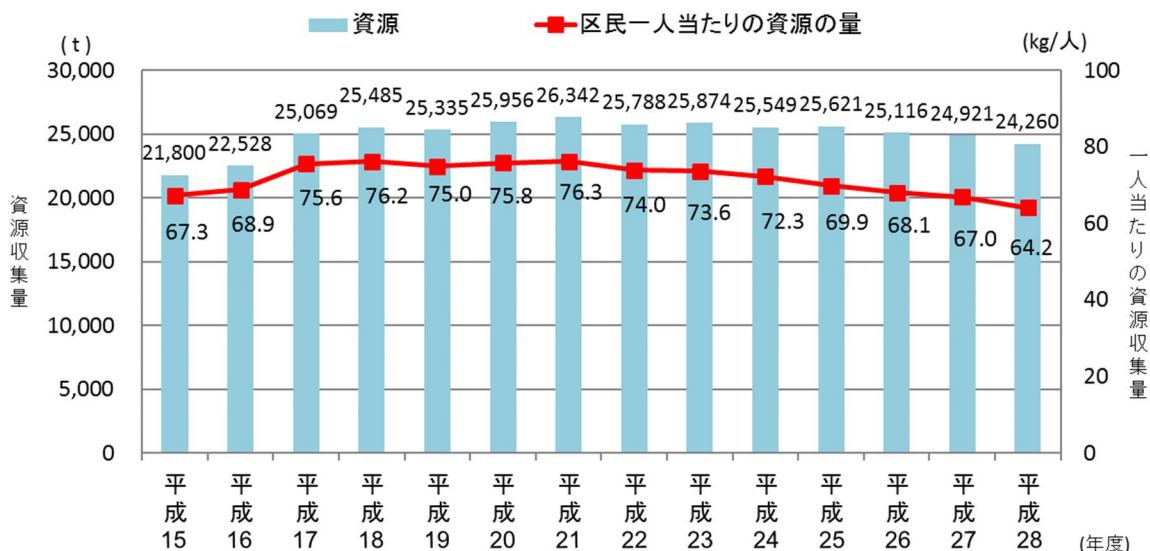


図 2-17 資源収集量・一人当たりの資源収集量の推移(平成15～28年度)

出典：区HP「品川区資源・ごみ量推移」より作成

コラム

もったいない！
「食品ロス」を減らそう

日本のごみ収集量では、燃やすごみの割合が最も多くを占めています。燃やすごみの中には、まだ食べられるのに捨てられている食べもの、いわゆる「食品ロス」が含まれています。

食品ロスは、食品メーカー・小売店・飲食店等様々な場所で発生しますが、平成26(2014)年度では約621万トン(環境省資料より)の食品ロスに対し、家庭ではその半数の年間約282万トンが捨てられています。

食材を「買い過ぎず」・「使い切る」・「食べ切る」、残った食材は別の料理に活用する等して工夫することで環境にも家計にもプラスになるよう工夫しましょう。

また、区では食品ロスの削減に向けて取り組む区内店舗を、『SHINAGAWA “もったいない” 推進店』として、ホームページで紹介しています。推進店となった店舗にはステッカーを配布し食品ロス削減の意識向上を促しています。



【参考】資源循環に関わる国・都の動向

経済成長と人口増加に伴い、世界における廃棄物の発生量は増大しており、2050年には平成22(2010)年の2倍以上になる見通しとされています(平成28年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」)。このような資源の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムの構築によって、天然資源の枯渇、資源採取に伴う自然破壊、埋立処分場の問題等、環境に対する様々な悪影響が生じており、今後経済活動への制約や規模縮小の要因になりかねない状況にあります。

このような現状から脱却し持続的に発展していくためには、3Rの適切な推進を図り、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成していくことが求められています。

このような背景から、国は、平成15(2003)年に、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として「循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

平成25(2013)年に策定された「第3次循環型社会形成推進基本計画」では、最終処分場の削減等、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組み強化や、「都市鉱山」といわれる使用済み小型家電に含まれる有用金属の回収等を、新たな政策の柱としています。

東京都では、平成28(2016)年に策定された「東京都環境基本計画」で掲げている「世界一の環境先進都市・東京」の理念を踏まえ、同年に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しました。

計画では、今後東京が直面する超高齢化・人口減社会の到来によるごみの分別・排出の困難や、首都直下地震等の災害廃棄物の処理の課題を受け、下記5つの基本目標を定めています。

＜東京都資源循環・廃棄物処理計画の5つの基本目標＞

- 基本目標1 資源ロスの削減
- 基本目標2 「持続可能な調達」の普及
- 基本目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減
- 基本目標4 適正かつ効率的な処理の推進
- 基本目標5 災害廃棄物の処理